

議第 2 8 号

三島市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例案

三島市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年三島市条
例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

法令（条例・規則を含む。） の規定による委員	日額 7,500円	副市長・教育長の旅 費の相当額
---------------------------	-----------	--------------------

を

」

「

いじめ問題対策委員会の委員	日額 7,500円 （三島市いじめ問題 対策委員会条例（平 成27年三島市条例第 2号）第7条第1項 に規定する部会にお ける調査審議等を行 う場合にあっては、 20,000円）	副市長・教育長の旅 費の相当額
いじめ問題対策委員会の特別 調査委員	日額 20,000円	副市長・教育長の旅 費の相当額
法令（条例・規則を含む。） の規定による委員	日額 7,500円	副市長・教育長の旅 費の相当額

に改

」

め、同表その他の非常勤の特別職の職員の項中「34,300円」を「34,700円」に改め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月14日提出

三島市長 豊岡 武士